平成２５年（フ）第１７８号
千葉県松戸市松戸新田332番地の95
債務者　山口　裕子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２００号
千葉県松戸市常盤平５丁目20番地の11　和幸ビル305号
債務者　恵福　典彦
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２１０号
千葉県柏市今谷上町45番地18　サクラハイツＳ―203号
債務者　酒井　昭房
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２１４号
千葉県我孫子市湖北台７丁目19番80―108号
債務者　釜谷　忠雄
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２１５号
千葉県松戸市金ケ作408番地の342　スカイコート五香207号
債務者　間中寿美枝
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２２０号
千葉県松戸市高塚新田512番地の８　梨香台団地３棟1015号室
債務者　石垣　伸吾
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１７号
兵庫県洲本市五色町広石中1414番地26
債務者　昇　　恵子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第１８号
兵庫県洲本市炬口１丁目７番12号
債務者　立石　裕司
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第６号
佐賀県唐津市町田３丁目１番40号
債務者　草野　公太
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第３２号
佐賀県唐津市神田3289番地６
債務者　野田　栄子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第８８号
鹿児島県日置市伊集院町上神殿2456番地、住民票上の住所鹿児島県日置市伊集院町郡1975番地２
債務者　中村　光明
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
鹿児島県鹿児島市花野光ヶ丘１丁目41番５号
債務者　柳　　信彦
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１２１号
鹿児島県鹿児島市冷水町１番１号　鵜飼ビル302号
債務者　湯川　一夫
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１２２号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台５丁目１番11―21号
債務者　藤川　　修
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第６９３号
大阪府東大阪市若江南町１丁目８番14号、事業所所在地大阪府東大阪市若江南町１丁目７番19号
債務者　大王金属こと　前田　和昌
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０５１号
大阪府東大阪市善根寺町６丁目１番13号
債務者　山口絵里佳
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１７２号
大阪府東大阪市中新開２丁目13番25号　木の国ハイツ603号
債務者　駒井　祐紀
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部